

| | |
|------------------|---|
| Title | 小野武夫編 宇和島藩吉田藩漁村経済史料 |
| Sub Title | |
| Author | 野村, 兼太郎 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1938 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.11 (1938. 11) ,p.1582(116)- 1586(120) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19381101-0116 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19381101-0116 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

小野武夫編

「宇和島藩
吉田藩 漁村經濟史料」

野村兼太郎

近來徳川時代の史料がかなり印行さるゝやうになつたことは、今後の研究者にとつて甚だ都合なことである。本書は上巻に宇和島藩の分五十七通に、附録として宇和島藩四ヶ村漁政取調書を附し、下巻は吉田藩の分六十五通からなる。その外に外編として漁具繪圖及漁撈解説を採録してゐる。何れもわが漁業史資料として有用なものであるが、この種資料の常として、徳川末期の分が大部分を占めてゐる。宇和島藩の分の如きは、文化六年以前が僅かに四通に過ぎず、他の五十三は悉く天保以後のものである。吉田藩の分は比較的古いものが多く、化政度以前のもものが三十通を算し、天保以後の三十五通に對し、略々相半ばしてゐる。しかしそれでも徳川中期の享保以前のもものは僅かに九通に過ぎない。これはこの種の資料一般のことで如何ともなし難い。中間缺如せる部分は想像を以つて補ふより外にない。

かうしたある地方の資料を使用する際に最も困難を感じるのは、その地方の特有の用語である。本書の編者小野博士がこの點について留意され、「難解と思はれる語彙を拾つて」書き出して置かれたことは甚だ親切である。唯僅

かに五十語に止まつてゐることと、説明の簡略に過ぎたことは遺憾である。例へば「清明」と云ふ項に、單に「季節の稱」とあるに過ぎない。尤も清明の如きは普通一般の辭書にもある二十四氣の一つだから簡單にされたかも知れない。しかし「黒み」を説明して、「魚付の爲の林などをいふ」では十分に理解し得ない者もあらう。しかし漁村の如きは特殊の用語の多い地方であるから、その文書に語彙を附せられたことは誠に感謝に耐へない。

本資料を一讀して、私にとつて最も興味のある點は網株に關する部分である。網株、即ち漁業權の問題である。小野博士は本書の解説に、「其の後正徳年間に至れば、此の地方(宇和島)漁村内に經濟的變化が著しくなつたやうである。漁業者が網代を質入したり、賣買したり、或は又漁業者の他郷退轉者を防止しようとした掟が頻りに見ゆる。即ち正徳六年の網方控には網株に附屬してゐる網代の質入賣買は之を禁止することとし、又元網の持主は其の村を退轉する事なきやう古來の法度を守るべしとしてゐる」と記され、正徳年間に賣買質入の始まつたことを指摘されてゐる。さらに一躍して天保三年の定書に依つて、「即ち庄屋や浦役人の所持する網株を以て他人に漁業を營ませ、其の使用料として漁獲高の一割を收得する者もあるが、斯ることをなさうとする場合には其の旨を逸く當該役所に伺ひ出づべしと令した處から見れば、網株の貸付、即ち漁業權の資本主義化も此の頃に至り若干程度迄發達し、藩主が之を承認せんとしたものゝやうである」と斷定されてゐる。正徳から天保までの資料缺乏のために、何時頃からさうなつて來たか、又どう云ふ推移を辿つて來たか實證的には不明であるが、博士はこの間のことを推定して、「之を往年の網代の賣買は素より、質入等迄絶對に禁止した遣り方に比すれば、其の間に於ける時勢の推移が明瞭に窺はれるのである」と云はれる。漁村が資本的變化を受けたことは明かである。唯私としては資本主は誰であるか、どう云ふ性質の資本かを知りたいのである。この原文を引用すれば、「浦々庄屋、役人始内分令ニ困窮、所持之

網株自力にて仕出差支、不_レ得_レ止_レ外方之者_ニ爲_ニ仕出_ニ爲_ニ株料_ニ高_ニ步_ニ等_ニ取_ニ候_ニ義_ニ有_レ之_ニ由、畢竟困窮之義是等者無_ニ余儀_ニ事_ニに候得共、近來追々新網株願出、外方之者_ニ爲_ニ仕出_ニ高_ニ步_ニ等_ニ取_ニ候_ニ義、右之趣相聞心得違之_ニ事_ニ候條、向後無余儀貨株に致候分は時々伺の上各吟味可_レ有_レ之_ニ事とある。これに依つて見ると少しく疑問がある。そこに二種の型がある。一つは網株の所有者は依然として舊來の困窮せる庄屋及び役人である。株を譲渡したわけではない。唯自力で漁業が営めな_レいために外方之者の資本及び努力を導入せんとするもの、他は特權を獲得し得る地位を利用して、新しく得た特權を他に貸與して自己の利益を計る者である。その後新網願が續出してゐることから見ても、この間の事情を推測し得ぬこともない。

しかしこの形態では未だ資本的勢力の進出と見ることは出来ない。從來の特權に基く利殖者たるに過ぎない。唯もしこれ等の名義人が單なる名義人に過ぎずと斷定し得るに至れば、又所謂外方之者が單に投資するだけで、漁業そのものは依然として舊來の者に依つて營まれてゐるとすれば、資本の進出は明白となる。持株を他の者に譲渡した例はその後にも見へてゐる。(例へば文書番號四五等)。しかし例としては吉田藩の方が明白である。即ち

永代賣渡證文

一小結出網乘出壹帖株共

代六々錢八貫七百目

右之通永代其許え賣渡候所實正明白候、尤網代之儀は御上御引付帳之通相渡可_レ申候、并網子拾八人相添申候上は子孫に至候ても少しも違亂申間敷候、爲_ニ後證_ニ一札_ニ如_レ件

賣主庄屋 兵 左 衛 門

文政二卯年正月

加判横目 庄 右 衛 門
與 頭 善 右 衛 門
同 六 郎 兵 衛
同 七 之 進

金 藏 殿へ

前書之通相違無之候以上

渡江浦庄屋 彌 平 治

この場合は網株が名實共に他の者の手に移つたことになる。殊にもし買主が同村の者でないとしたら、——この文體から見て同村の者でないとは推定され得るやうに思ふが——前の單に株を貸與した場合よりも、一層資本化されたことになる。兎に角この買主金藏が如何なる者かを明かにし得れば、ある程度まで資本關係を明かにし得る筈である。宇和島藩と吉田藩とで多少事情を異にするところがあるかも知れないが、かうした資本關係を知ることが出来るると一層、少なくとも私にとつては有難い。資本進出の上述の段階をそれぞれ説明し得る文書を各地について發見し得れば、わが國における經濟發展の状態を斷定し得ることになる。その外にも幾多の問題が提供されてゐる。例へば前掲の證文中に、「網子拾八人相添」とあるが如きは多くの示唆を含むものである。

以上本書の中から特に私の興味を有する一問題を拾つて見たのであるが、本書中にはその他に幾多の問題に對する資料が存してゐる。かうした有用な資料を刊行されたことにつき、編者始め關係者の方々の勞を深く感謝するものである。因みに本書は「アチック ミューゼウム彙報」第二六である。アチック ミューゼウムは人のよく知るが如

く、澁澤敬三子爵の主筆される漁業漁村研究所である。同研究所から最近相次いでこれ等の原資料を覆刻刊行されることは學界のために特に喜ぶべきことである。今後益々この方面の事業に發展されんことを切に祈る次第である。

前號(第三十三卷)目次

- 道路運送費の分析と其の效用 増井 幸雄
- 明治維新直後の長崎 野村兼太郎
- カッセルの經濟本質論について 千種 義人
- 古版經濟書解題 高橋誠一郎
一千八百二十四年版ウィリアム・タムソン著
 『人間の幸福に資すること最大なる富の分配の原理に關する研究』其の他
- I. W. L. Crum, Rudimentary Mathematics for Economists and Statisticians, 1938
- 2. R. G. D. Allen, Mathematical Analysis for Economists, 1937 寺尾 琢磨
- 軍擴財政の分析 永田 清
Ch. Tiffen, Cours aux armements et finance Publique, 1938.

●一冊定價金五拾錢 郵税金壹錢五厘
 ●一ヶ年分金貳圓九拾錢 郵 稅 共
 ●一ヶ年分金五圓四拾錢

●編輯及び事務に關する一切の用件は發行所宛
 ●營業に關する用件は發賣元宛
 ●原稿締切期日は發行の前月十日限
 昭和十三年十月卅一日印刷納本
 昭和十三年七月一日發行 每月一回一日發行

三田學會雜誌
 禁 轉 載
 第三十二卷 第十一號
 編輯者 江 田 範 保
 發行所 東京市芝區三田二丁目二番地慶應義塾内
 印刷者 金子 鐵 五 郎
 東京市赤坂區新町五丁目四十二番地
 印刷所 金子 活 版 所

發賣元 東京市芝區三田二丁目一番地
丸善株式會社三田出張所
 電話三田(45) 二九二六番
 二九二七番
 振替口座東京 一八五二番
 ●尙ほ本誌は全國各市雜誌店にて販賣す

發行所 東京芝三田 慶應義塾内
理財學會
 振替 慶 應 義 塾
 口座 芝區三田二ノ二
 東京一八二〇四番